

9 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 6 年 9 月 24 日（火） 午後 2 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	垣見教育部長、若林教育部次長、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、牧野学校教育課長、中口教育支援・相談課長、森西中央図書館長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告 教育長報告（1） 令和 7 年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について 2 議案 議案第 27 号 奈良市教育委員会公告式規則の一部改正について 議案第 28 号 奈良市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について 議案第 29 号 「第二次奈良市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）実施について	
決定取り纏め事項	1 教育長報告 教育長報告（1） 令和 7 年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項については、了承した。 2 議案 議案第 27 号 奈良市教育委員会公告式規則の一部改正については、原案どおり可決した。 議案第 28 号 奈良市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱については、原案どおり可決した。 議案第 29 号 「第二次奈良市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）実施については、原案どおり可決した。	
担当課	教育政策課	

議事の内容	
教 育 長	皆さん、お揃いでしょうか。9月定例教育委員会を始めます。 まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	資料については、既にお配りしているとおりでございます。
教 育 長	本日の委員会は、委員全員が出席しており委員会は成立します。 ただいまから、9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と柳澤委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。8月臨時教育委員会の会議録の署名委員は、梅田委員です。梅田委員、いかがでしょうか。
梅 田 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございます。続いて、8月定例教育委員会の会議録の署名委員は、川村委員です。川村委員、いかがでしょうか。
川 村 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございます。 本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告1件、議案3件の計4件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は14件ございましたので、ご報告いたします。 それでは、始めます。教育長報告（1）「令和7年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について」、学校教育課長より説明願います。
学校教育課長	令和7年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項を作成いたしました。お手元の資料につきましては、1ページから3ページが一般選抜、4ページから5ページが二次募集の要項となります。6ページから8ページにかけましては、それぞれの選抜募集の実施概要等を示しております。この奈良市立一条高等学校入学者選抜につきましては例年、奈良県立高等学校入学者選抜に準じて行っております。そこで、この度の要項につきましても、県教育委員会事務局より情報提供を頂きながら作成を行っております。 それでは、昨年度からの主な変更点といたしまして大きく4つの変更を行っておりますので、1つずつご説明を申し上げます。 まず1点目は、本年度より外国語科の募集を停止することに伴いまして、推薦選抜の要項及び一般選抜における外国語科の記載を削除しております。これが一番大きな変更となります。

続きまして2点目といたしまして、1ページの「3 出願方法及び手続」の(2)に関わる内容です。昨年度よりWeb出願システムの導入を開始いたしました。今年度はそれに加え、入学考査料の納入につきましてクレジット決済を導入いたします。このことを受け、入学考査料納付書による振込がなくなりますため、納付書に係る記載を削除し、「納付の方法は、Web出願システムにより示します」と記載しております。

3点目は、検査についてです。3ページ上部の(4)をご覧ください。昨年度、持参にて提出を求めておりました追検査証明書につきまして、県の要項に準じ、Web出願システムで求めることといたします。同じく欠席届につきましても、Web出願システムでの提出に変更しております。

最後に4点目といたしまして、令和7年度より現在一条高等学校附属中学校に在籍している3年生が進学することから、8ページに「奈良市立一条高等学校附属中学校に在籍する生徒の奈良市立一条高等学校への入学について」を新たに示させていただきました。内容につきましては県の要項で示されております、県立青翔中学校から青翔高等学校への入学予定者についての記載に準じております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長

この件に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

柳 澤 委 員

最後におっしゃった、附属中学校在学生の入学については定員が全く明記されていません。県教委の入試要項を参考にされたのでこうなっていると思うんですけども、例えば、「一条高等学校附属中学校の第3学年の生徒(定員80名)」というふうにできないでしょうか。書かなくても構わないという前提で申し上げますが、何が言いたいのかというと、一般募集の方は200名と定員明記しているので、一般保護者から見ると、何人程度附属中学校出身者がいるのか分かりません。それはどうなのかと思ったんですが、県で附属中学校についてはこの書き方をすることになっているのなら、それでよいと基本的には思います。

それからもう1点は、3ページの「8 その他」の(3)です。恐らく、県教委の入試要項もこうなっているのだと思うんですけども、「合格した場合は必ず入学するものとする」とあります。これは従前から毎年書いてあったんだと思います。推薦制度に基づく選抜を受けたのであれば入らなければいけないというのは、このとおりだと思いますし、義務的な意味がありますが、入学する意志を持って受検したということなので、意志が変わる場合の判断は保護者や本人がすることです。こちらからすると、定員充足を考えたらこのように書かないといけません。受検生サイドに立つと、今回はこれでよいですが、もう少し柔らかな表現だと良いかと思います。強制的な書きぶりにもかかわらず、罰則規定がなく、倫理規定に近いので、ここは今後もこの方針でいくのかと

	いうところは気になりました。そうすると、推薦の場合に何と書くのかという話になりますし、小学校から附属中学校を受検するときも必ず入学するようにとなっています。決して罰則があるわけではないことを前提として、受検生の立場から任意性をどの程度認めるのかというのは。
学校教育課長	まず、1点目の内部進学者の数につきましては、例えば入試要項の説明会などでそういった部分に触れるような形で、情報をご提供できるようにしてまいりたいと思います。 2点目の、8番の(3)の「必ず入学するものとします」という表現については、県の選抜実施要項にも同じ表記がございますので、今頂戴したご意見も元に、今後調整できる範囲で県教委とも調整を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。
教 育 長	それでは、今後調整をよろしくお願いします。 ほかにございませんでしょうか。
梅 田 委 員	この案件については、問題なく同意をいたします。 高等学校の無償化が進んでいることによって、志望校として私立の専願が増えているという動きは、大阪府においてもそうですし、奈良県においても同様の動きがあると聞いております。どの層の子どもにおいてもそれが著しく動きが見えるのかについては、令和7年度の入学生の状況を見ることによってその傾向がまた明らかになってくることだろうと思いますが、目の前の入学者の選抜だけではなく、少し長期的な目線で考えたときには、より一層一条高等学校の特色をしっかりと打ち出していく必要があります。 もちろん、大きな議論のもとに、附属中学校の設置や様々な学科再編をしながら今進めていただいているわけですが、そういう大きな特色・動きをより一層際立てて大いにアピールしていき、入学者が一条高等学校に向いてくれるような動きは今後ますます必要になってくるのではないかと思います。ぜひ、実施要項を作成する時期だけでなく、こういうことにも向けて取組を進めていただきますよう、事務局からもしっかりとアプローチをしていただければと思っております。よろしくお願いします。
教 育 長	今、大切な点をご指摘いただきました。また、学校長等と定例で行っている会議の中で協議し対応する必要があると思います。よろしくお願いします。 ほかにございませんでしょうか。
川 村 委 員	教えていただきたいことがあります。課長から、大きな変更点は4つだということで説明がありましたが、そのうちの3番目の追検査の部分

	についてです。昨年度も同じような質問をしていたら申し訳ないんですが、基本的に、当日病気でやむを得ず欠席する生徒に関しては、中学校長の方から連絡とともに、定められた期間内に追検査申請書と当日の診断書を Web 出願システムにより提出するようにと書いてありますが、この場合、診断書は即日発行ができないパターンがあると思います。また、有料です。 奈良市では今、高校生以下は 1 つの病院に対して 1 か月 1,000 円で受診できるという新しい助成費制度がスタートし、お薬も無料で頂ける状態です。その中で診断書は高額で、恐らく 5,000 円程度は取られると思いますし、加えて、即日発行できないということで、そういった条件を考えて質問いたします。定められた期間というのは、どれくらいの幅を持って受け止めていただけるのか、また、当日病院に行けない状態の場合にはどのように対応していただけるのか、その辺りを教えていただきたいと思います。
学校教育課長	今ご指摘いただいた追検査の証明書につきましては、県でも同じ様式を使っておりますので、そちらに倣っております。ただ、昨年度は持参を求めていましたが、それを Web で出せる形に改善させていただいたところです。具体的にどれぐらいの期間で猶予があるのかについては、当該生徒の中学校の校長と、受検先の学校、奈良市で言うと一条高等学校の校長との間で調整を進めていくことになりますので、一概にこれだけということをお願いすることができませんが、その辺の状況を見て、中学校や高校の方で判断をしながら対応させていただく形になろうかと思います。
川 村 委 員	では、生徒の健康状態も合わせて一人一人に個別の対応をしていただくということですね。分かりました。ありがとうございます。 診断書が有料だというのは、この場面でもお伝えさせていただこうと思います。
教 育 長	それではご意見がないようですので、教育長報告（１）「令和 7 年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について」は了承いたします。 続いて議案の審議に移ります。議案第 27 号「奈良市教育委員会公告式規則の一部改正について」、教育政策課長より説明願います。
教育政策課長	市及び教育委員会の公告文書等につきましては、広く市民に周知することを目的といたしまして、指定する掲示場所に掲示しております。その掲示場所につきましては、これまで庁舎の南側に設置していた市役所前掲示場としておりました。 しかしながら、南側広場の整備工事に伴い、その掲示場所が本庁舎の

	東側出入口に移転いたしました。これに伴いまして、市長部局の奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例につきましては、既に「市役所前掲示場」と記載されていたものを、「市役所掲示場」に改めておりました。この度、教育委員会の規則におきましても同様に改める部分があるということで、奈良市教育委員会公告式規則の第2条第3項中におきましても、「市役所前掲示場」から「市役所掲示場」に改めるものです。 以上でございます。
教 育 長	それではこの件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第27号「奈良市教育委員会公告式規則の一部改正について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決することと決定いたしました。 次に、議案第28号「奈良市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」、教育支援・相談課長より説明願います。
教育支援・相談課長	それでは、資料1ページをご覧ください。特別な支援を必要とする児童生徒の適切な教育支援を行うため、奈良市教育支援委員会を実施しており、今年度は、2年間の任期の2年目となります。その中で、令和6年9月5日付けで医師の吉田委員から、令和6年9月30日をもって委員を辞退したい旨の申し出があり、その後任として奈良市医師会から北村栄一氏をご推薦いただいたことから、北村氏を新たに委嘱しようとするものでございます。資料2ページにつきましては、新たに北村委員がお入りいただいた新しい委員の一覧表となっております。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	それではこの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第28号「奈良市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって議案第 28 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、議案第 29 号「第二次奈良市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）実施について、中央図書館長より説明願います。

中央図書館長

本議案は、現在策定を進めております同計画案につきまして、市民の皆様から直接ご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施するものでございます。こちらの計画案につきましては、先月、8月の定例教育委員会におきましてご協議いただきました。その際、例えば、「各学校に専任の学校司書を配置することが必要である」、「公共図書館との連携も含めた統一的な学校図書館システムの構築が必要である」、また、「計画の評価指標には、子どもの変容に視点を置いたものも必要である」、「データ収集はできるだけ学校の中で取れるデータを活用していくように」といったようなご意見を頂きました。こうしたご意見につきましては、内部で対応を検討し、本計画案に追記をするなど反映させていただきました。つきましては、今回はご意見反映後の計画案につきまして、パブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の第二次奈良市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見募集要領につきまして、ご説明させていただきます。1ページから3ページは、今回の意見募集要領と意見提出用紙になります。4ページは、計画案の推移や全体の大枠をお示しした関連資料でございます。この意見募集要領は、奈良市パブリックコメント手続きに関する指針に基づき作成しております。

募集要領のうち、ご意見の募集期間につきましては、2番にございますように、令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで1か月間とさせていただきます。

3番の「意見を提出できる個人又は団体」といたしましては、市内に住所を有する人、事務所又は事業所を有する個人や団体、在勤・在学の方などとさせていただきます。これは本市のパブリックコメント手続きに関する指針どおりでございます。

4番の「閲覧できる場所」といたしまして、3か所の市立図書館と、市役所の総務課で閲覧していただけます。市立図書館での閲覧の場合は、募集期間中の9時半から17時までの間で、休日の月曜日を除く月曜日、いわゆる図書館の休館日は閲覧できません。また、市役所の総務課で閲覧する場合は、募集期間中の8時半から17時15分の間で、土曜、日曜、祝日は閲覧できません。なお、ホームページから計画案をダウンロードしていただくこともできます。

5番の意見の提出方法といたしましては、特にご意見の提出書類の様式は設けませんが、募集要領の3ページに添付しておりますような、ホ

	ームページからのダウンロードファイルをご使用いただいても結構です。意見の提出先は送付、持参、ファクシミリ、電子メールの4つの方法で受付いたします。電話と口頭による意見は受付できません。 6番の「ご意見の取扱い」といたしまして、ご意見に対して個別に回答は行わないことや、提出されたご意見の要点を項目ごとに整理集約した上でご意見に対する市の考え方を公表すること、また、個人情報の取り扱いに関すること、提出された原稿を返却しないことなどとしております。この5番、6番につきましても、本市のパブコメに関する指針どおりとさせていただきます。 以上の募集要領を、市のホームページや図書館のホームページに掲載し、ご意見を募りたいと思っております。 ご説明は以上となります。ご審議のほどお願いします。
教 育 長	それでは、事前にご意見を頂いた点の反映についてもご説明を申し上げましたが、今回はパブコメの実施方法についてのことでございます。この件に関して、ご意見、ご質問等よろしくお願いをいたします。
新 井 委 員	細々としたものも含めていろいろありますが、まず、意見募集の方法として電子メールがありますが、市長部局だと情報収集にはLoGo フォーム等 Web のフォームがよく使われていると思いますし、市としてはそういうツールを既に導入しているはずですが、図書館は使えないんですかね。
中央図書館長	お答えいたします。図書館でも使えるのですが、LoGo フォームでご意見を募集するということを考えておりませんでしたので、検討させていただきます。
新 井 委 員	多分、アプリとしては、一般市民からすると万が一電子メールを持っていない場合にも投稿できるっていうメリットもあると思いますし、今どきはあまりないかもしれませんが、電子メールは文字化け等何かしらトラブルが起きやすいです。また、メール添付しないように書いていても添付される方がいらっしゃる可能性もありますし、電子メールだと自由度が高いので、そういう意味では、フォームの方が安心して集計ができるかというのがあると思います。項目を分けて綺麗にデータを整理したい時も、フォームの方が向いているかと思いました。 また、フォームを利用されることになっても電子メールでの受付がなくなったら関係なくなるかもしれませんが、本当に細かいんですけども、メールと電子メールの表記揺れがあります。Web で検索してみてもいろいろなところでそういった表記揺れが目立つと思うんですが、一般的には、日本語だと電子メール、英語だと E-mail が正しい表現です。メールだと、郵送する紙の手紙を英語にしたものが相当します。そ

のため、本当はメールという表現は、電子メールの正しい示し方ではないんですけれども、結構行政機関はこれをいまだに間違えてたくさん書いてあります。企業等ではあまり最近はまだ書いていなくて、Eメールや電子メールと書いていることが多いので、よかったらこの際に、特にこだわりがなければ、そして行政文書の中で定義してしまっていて使わざるを得ない状況等でなければ、電子メールで統一された方が良いかと思いました。

また、細かいところをいろいろ言って申し訳ないですが、Twitter という表現がまだ所々に残っています。多分この文書内のどこかにも

「Twitter を使っています」というようなことが書いてあったと思いますし、図書館の Web ページにもバナーで Twitter と書いてありますが、今はもう X になっていますので、そこは全部 X という表現に統一すべきです。どうしても X が伝わらないという心配があれば、X (旧 Twitter) という書き方がよくされていると思いますので、それも一通りチェックされた方が良いかと思いました。

そして、これはアンケートの内容についてですが、自動的にシステム上から取れるはずだろうと思うものがやはりまだアンケートにあるというのが、僕の印象です。例えば、質問 11 の「学校から配られたタブレット・パソコンや自分の持っているスマートフォンなどで本を読むことがありますか」という質問についてです。市教育委員会が子どもに示している Web サイトの URL があると思いますが、図書館ではそういったものは把握されていないかもしれませんが、教育委員会としてはこういったデータは持ち得るので、小中学生だと特にタブレットが多いと思うのでタブレットからアクセスがあったという履歴があれば、その質問の範囲になるはずなので、これはわざわざアンケートで子どもに聞かなくても自動的にシステムから集計できるデータのはずです。例えば今回は、「本を借りることがありますか」という質問は流石になかったんですけども、「本を読むことがありますか」という質問が、図書館の本を読むことがあるかという意味である場合、借りた事実があれば、それで一応本を読んだというカウントにしてもよいのではないかと思います。そうするとその貸出し履歴で、どれくらいの人が市立図書館の貸出し券を持っていて、その中でその人たちはどれくらいの頻度で本を借りているかというのが統計的に出せるはずなんです。こういったアンケートがほとんど意味として変わらなくなるのなら、手動でいちいち質問に答えてもらわなくても、システム上から取れるはずなので、なるべくそのアンケートの回答の負担を上げないことが大切です。また、システム上から取れると、それこそ分単位などリアルタイムに情報が取れますが、アンケートだと、恐らく 1 年に 1 回とか、下手したらこの計画中の数年に 1 回とかしかない可能性があります。それで解像度が大幅変わってくることを考えると、どうしてもシステム導入にお金がかかってそっちの負担が大きくなるようだと難しいかもしれないですが、システムからの集計な

ら、既にあるはずのデータをうまく取って、データを取るための同意を得る作業さえすれば、自動的に集計ができます。自分たちの部署内に眠っているはずのデータは、なるべく活用される方が良いかと思いました。これはパブリックコメントの中で反映する話ではないので、今後の取組方法に対するコメントになりますし、毎度アンケートを見る度に同じことを言っていると思うんですけども、ここでも重ねて言わせていただきました。

最後に、目標のところ、37 ページに、読書アプリ 8 割の利用率を目指すという記述があります。この数字は、児童生徒の 8 割に当たる人数を根拠とした設定になっていますが、現状から見ると 10 倍以上の目標値になっています。もちろん、これが達成されれば素晴らしいと思いますが、達成できそうな根拠がなく心配に感じるので、「見込みがある」くらいのことはうまく書けると良いかと思えます。小・中学校の先生と連携して、時間を頂いてアプリの使い方に関する説明の会議を設けるなど、本当にこれが満たせることの見込みがあるような記述があると良いと思いました。

教 育 長

ありがとうございます。ただいま、用語の使い方や、今回のアンケートに限らず事前に許可を得たデータをシステム上でリアルタイムに活用していくようにとご指摘いただきました。各課においてアンケートを実施した結果、重なった内容でアンケートをしているという場合もありましたので、連携してやっていく必要があるだろうと思えます。

また、ご指摘のあった読書アプリの件については、8 割を達成できるかということは事前に議論したと思うんですけども、どういう取組をすることで、目標達成しようとしていますか。

中央図書館長

読書アプリの利用目標につきましては、今回、学校図書館ガイドラインでも、読書アプリをきちんと使うようにということで指針にも入れ込む形に変更してもらっていますので、そのことから、各学校の図書館のオリエンテーションなどで必ず使い方を説明していくというような取組をしてもらいたいと思っています。その上で、実際に読書アプリの使い方を司書が子どもたちに教えて、その場で 1 回本を読み込ませた段階で、もう「アプリを利用した」といえることになります。ですので、全ての学校でオリエンテーションができれば、ほぼ 100% 達成できるということになっています。ただ、100% は難しいかということで、8 割を目標値に設定させていただきました。

教 育 長

1 回でもアプリを使ったから達成できたからよいという目標設定ではなく、新井委員のご意見は、それを有効に継続してどう使われていくのかということではないかと思えます。

加えて、LoGo フォームを利用してはどうかとのご指摘がありました

	が、検討するということによろしいですか。
中央図書館長	LoGo フォームもちちゃんと検討して、できるだけ導入いたします。
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、ほかにはいかがですか。
柳 澤 委 員	先ほど、パブコメ指針のことをおっしゃりましたが、そもそもこのパブコメ指針が少し気になります。時代遅れとは言いませんけれども、提出方法に郵便及び信書便、ファクシミリ、電子メール、持参がある中、2 ページを見ると、今回の図書館のパブコメでは郵送という方法がどうも最初に来ているようです。例えば、パブコメの指針に基づくと、電子メールはファクシミリの次に来ているんですけれども、実際にはもう少し重要度を上げていただく方が良いのではないかと。つまり、先ほど新井委員がおっしゃったように、ホームページから直接にあるシステムを使った方法も可能であるということです。DX 化に十分には対応しきれてないところが大きな課題です。図書館のパブコメではなく、そもそものパブコメ指針のリニューアルを考えられた方が良いのではないかと思います。 それから、3 ページのこの提出用紙ですけれども、これは何かパブコメ指針で雛形があるんでしょうか。
中央図書館長	ご質問ありがとうございます。まず、1 点目の、郵送が最初に来ていて、電子メールが後ろの方に来ているというものなんですけれどもこちらおっしゃられるとおりのので、順番を変えるようにいたします。
柳 澤 委 員	やらなくても結構なんですけれど、最新の状況を判断していただければ。
中央図書館長	4 つとも載せるべきかというのは最初に検討して、今の時代にファクシミリなどの方法はどうかということは思ったんですけれども、パブコメを取りまとめている総務課に確認すると、やはり全ての方から広く意見募集するために、ファクシミリも郵便も含め 4 つとも全て載せるようにということでしたので、このようにさせていただいております。 次に 2 点目ですが、提出用紙の雛形は特にございません。これにつきましては、数年前に教育委員会事務局からパブコメをした際の提出用紙を参考にさせていただいて作りました。
柳 澤 委 員	ありがとうございました。3 ページの提出用紙について、ページと行が明示的でないと意見を述べられないような制約がある印象を受けます。例えば、章や項に対して全般的な意見を述べたいケースもあるかも

	しれませんが、これですと、文言修正に近いというか、特定の行に対して意見を申し述べるということになります。むしろ「全体の構成がそもそもおかしいのではないか」など、多様な意見があるという前提で申し上げていますが少し意見内容を制約しているような形になっています。やはり意見を拾うときに、もう少し幅広の範囲で受け入れるようなお考えもあれば良いと思いました。 以上2点です。
教 育 長	ありがとうございます。ここは、工夫ができますか。
中央図書館長	お答えいたします。まず、この形は、基本的にこれまでの計画でもこのような形ですが、一体どこのことを指摘されているのかが分かりにくい場合がございますので、このような形にしておくのが一番良いかということでこの形を採用しております。全体のことを言いたいという方はこれまでもいらっしゃいましたが、その場合はページと行を抜いて書いて提出される方がほとんどですので、これで問題ないかと考えております。
柳 澤 委 員	分かりました。あと、1ページの下部にある閲覧できる場所についてです。パブコメの指針を見ると、順番としては、1番目が市のホームページへの掲載、2番目が広報誌への掲載、3番目が所掌している課となっています。ですので、今は2ページの2行目にある「ホームページからもダウンロードできます」というのは、最初に持ってくる方が良いのではないかと。先ほど、フォーマットで返すという話があったんですけども、ここの閲覧できる場所について表現を工夫していただくとありがたいです。図書館だから、閲覧にきていただくのが基本というのはそうだと思うんですけども、やはりDXについて言うと、ホームページを十分に活用するという観点からも、「この資料はホームページでご覧いただけます」というのを最初に記載した方が良いのではないかという気がしました。
教 育 長	入替えをお願いします。
中央図書館長	そのように訂正いたします。ありがとうございます。
教 育 長	それでは、順番の入替えをお願いします。 ほかにございませんでしょうか。
川 村 委 員	意見提出用紙のお話にもなったんですが、年齢という項目の中に「18歳以下」と入っています。この18歳以下に関してどのようなお考えか、少し教えていただけますか。

中央図書館長

ありがとうございます。まず、「18 歳以下」という区分にしたのは、この計画の対象年齢が 18 歳以下の子どもということで、そのようにさせていただいております。パブコメには、子どもからご意見をもらってはならないなどということは書いておりませんので、年齢制限を設けたいとは思っておりません。ただ、この計画を読み込んで意見を言えるかどうかというところは、また別の話になってくると思います。

前回、教育委員会事務局のほかの課が実施したパブリックコメントでも、意見提出用紙の年齢の欄は 10 代、20 代、30 代という形で、最初のチェックボックスは 10 代から始まっていました。ですので、今回、一応 18 歳以下とはいたしました。が、もし高校生や中学生の方からご意見を頂けるのであればありがたいということで、そのようにさせていただきました。

川 村 委 員

ありがとうございます。私もそうですが、基本的に子どもが学校図書館を使う世代の保護者としては、やはり 18 歳以下の区分を設けることで、今館長が説明していただいたように、実際に使っている子たちがどんなことを考えているのかというのを吸い上げてもらえるのだろうという意味合いでは受け止めやすいです。

ただ、おっしゃったように、計画案を読み込むことは、多分小学生では難しいだろうと思いますし、そういう子どもを持った保護者からの意見もしっかり吸い上げていただきたいと思います。学校図書館を使う子どもを持つ保護者の意見として、フォーマットでもメールでも構いませんが、ただホームページに載せるということも大事ですけれども、せっかくでしたら、さくら連絡網を使った形で一斉の告知をしていただけたら良いかと思います。意見を述べられるのも自由ですので、学校図書館がこれから変わっていくということをさくら連絡網で丁寧に説明をした上で、ご意見ある方はぜひとも、という形で発信していただくよう、この場でお願いしたいと思います。

また、子どもたちの意見は、また別の場面で吸い上げるというお考えはおありでしょうか。

中央図書館長

ありがとうございます。まず、さくら連絡網につきましては、そちらを使って保護者の方に広報させていただきたいと思います。そしてそれをお送りする際には、「ご家庭での取組も必要なのでぜひともご協力をお願いします」という一言も添えたいと思います。

子どもたちにアンケートを取るかどうかというお話ですが、そのことにつきましては、来年度中央図書館で子どもたち向けにアンケートは取りたいと考えております。ですのでそこで、どんな図書館だったら良いのか、どんな本が読みたいのかということを知りたいと思っています。

川 村 委 員

ありがとうございます。先ほど新井委員がおっしゃったように、アンケートを取る際にも、今後はやはり簡素化といいますか、楽な形を目指していかなければなりません。選択肢をしっかりと載せることや、子どもの数も多いので、結果を簡易に集計でき負担感が減るような形で、アンケートの中身と方式を考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

また、計画案を見させていただいた上での質問がいくつかあります。まず、3 ページに米印マークが出ていますが、この米印の説明が計画案の中に見つけれなくて、これはどこにあるのでしょうか。

次に、17 ページに事業推進のイメージという図が真ん中にあるんですが、その上の「特に学校図書館は」と書いてある文章は 16 ページにも同じ文章が載っており、重なっております。なので不要だと思いますので、ここは削除していただけたらと思います。

それから、27 ページにモデル校に学校司書配置をする旨を書いていたいて、とても期待する部分なんですけれども、これは今の時点で何校予定されているのか分かっていれば、教えていただけますか。効果検証なので、これからのことだと思うんですが、どのようなイメージをお持ちなのか、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

そして、28 ページに学校図書館の蔵書管理システムの連携と書いてありますけれども、これは市立図書館の貸出し券を共有するようなイメージでお考えなのでしょうか。黄色くて鹿がデザインされ図書館の貸出券があるんですけれども、そのカードが学校図書館でも使えるようなイメージをお持ちなのかを確認したいです。

また、34 ページに推進計画の見通しということで下に表が載っているんですが、ここに次期計画の検討は令和 12 年からと書いてあります。国の施策等は 5 か年計画で、5 年が終わるときには次の 5 年の計画を策定されるのが通常だと思うんですけれども、今回のこの推進計画の見通しは、5 年終わった後で次期計画の検討されるのか。そこに違和感を覚えたので、教えていただきたいと思います。

以上です。

中央図書館長

ありがとうございます。まず 1 点目の米印について、後ろに言葉の用語集を準備していたんですが、今回は添付しておりませんでした。

それから、17 ページの重複の削除については、ご指摘ありがとうございます。きちんと確認いたします。

そして、27 ページのモデル校のお話なんですけれども、こちらにしましてはまだこれから予算要求をしていく段階なので、あまり具体的に何校に人を投入できるというところまでは今の段階では申し上げられませんが、モデル校で司書さんが動けるようにするための取組はきちんと始めておりますので、それでご理解をお願いしたいと思います。

あと、28 ページの蔵書管理システムの連携のことですけれども、イメ

	ージといたしましては、現在奈良市立図書館に入れている図書館システムで、学校図書館のシステムも一緒に見られるような形で組めたらと思っています。 それから、34 ページの次期計画の検討のところなんですけれども、おっしゃるとおりで、11 年にはもう次期計画のことを考えていかないといけない段階だと思いますので、訂正いたします。ご指摘ありがとうございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ほかにございませんか。
梅 田 委 員	読書活動推進計画の見直しについては、第一次から期間がしばらく空いていたということもあって、国の様々な動き全てを合わせながらしっかりと検討していただいて、このパブリックコメントまで辿り着いていただいたことだと思います。パブリックコメントにおいて出てくる、市民の方々、そして子どもたちからの様々なご意見を参考にしながら、またより良いしっかりとした計画に組み立てていただければと思います。 子どもたちの意見というお話もいろいろなところで出ておりましたけれども、もちろん、子どもたち自身が読書にしっかり向き合っていくことも欠かせませんので、その把握は必要だと思います。ですが、これまでも検討の中に出ておりました学校図書館ガイドラインを通じて、学校図書館との連携や、学校図書館を通して子どもたちの意見をしっかりと吸い上げていくという取組も効果的に行っていただければ良いかと思っています。まずはパブリックコメントをしっかりと進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
教 育 長	ありがとうございます。 ほかはよろしいでしょうか。
柳 澤 委 員	意見提出用紙のところですが、年齢でチェックを入れることになっているんですが、個人の名前が出ている以上、個人情報観点から、基本的には奈良市のパブコメでは、年齢以外の、男女や職業の有無等は問わないという方針があるのでしょうか。会社員、学校教員等と記入するような職業欄は、そもそも設けるべきでないということなのか、その辺りだけ教えてください。
教 育 長	そこについて、どうですか。館長、お答えできますか。もしくは、部長、次長からでもお願いします。
教 育 部 長	今回、基本的には市の指針に従って作成してもらっているんですが、

	指針を添付しておりませんでしたので、確認させていただきます。ただ、男性だから女性だからとか職業に応じてというよりは、市の子もたちの読書活動についてですので、委員ご指摘のところを想定しておらず申し訳ないのですが、改めてお時間をいただいて、調べさせていただきます。
柳 澤 委 員	そうしてほしいということではなく、属性をどの程度まで知る必要があるのかという、ニーズをどの程度お持ちかということを知りたかっただけです。
教 育 長	それでは、どの程度ニーズがあるのか、確認をお願いします。 それでは、ほかにございませんでしょうか。 今、文言の訂正等がありましたので、改めてもう一度確認をしていただき、パブコメを出すということになります。当該推進計画（案）について、なかなかここまで辿り着かなかったですが、今年度一気に、図書館を中心に進めて、大きく前進しました。今後このパブコメを踏まえ、計画を策定していきたいと思います。引き続きよろしくお願いします。 それでは、ほかにご意見がないようですので、議案第 29 号「〔第二次奈良市子ども読書活動推進計画（案）〕に対する意見募集（パブリックコメント）実施について」、採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございせんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 29 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 これで本日のすべての案件は終了いたしました。そのほかになにかご意見、ご連絡はございませんでしょうか。 それでは、これをもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。